

<入学者選抜における不正行為の取り扱いについて>

不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を命じ、それ以後の受験はできなくなります。受験した全ての教科・科目の成績も無効とします。併せて、次の対応をとることがあります。

- ・当該年度に実施する本学の全ての入学試験の受験を認めないこと。
- ・当該年度に実施した本学の全ての入学試験の結果を無効とすること。
- ・合格者が不正行為をしたことが判明した場合は、合格を取り消すこと。

なお、不正行為については、状況により警察へ被害届を提出するなどの対応をとる場合があります。

(1) 次のことをすると不正行為となります。

- ア 出願書類や願書、解答用紙へ故意に虚偽の記入(本人以外の写真の提出や解答用紙に本人以外の受験番号を記入するなど。)をすること。
- イ カンニング(試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容や他の受験者の答案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。)をすること。
- ウ 他の受験者に答えを教えたり、カンニングの手助けをすること。
- エ 配付された問題冊子・解答用紙をその試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
- オ 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
- カ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末(スマートウォッチやスマートグラス等)、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類を使用すること。
- キ 試験時間中に、各入学者選抜試験の「受験上の注意」で使用を認められているもの以外を使用すること。
- ク 「解答やめ。」の指示に従わず、鉛筆などの筆記用具や消しゴムを持っていたり、解答を続けること。
- ケ 受験者以外の者が、受験者本人になりすまして試験を受けること。
- コ 口述・面接試験において、試験前に当該試験が終了した他の受験者から試験内容に関する情報を得たり、試験後にこれから当該試験を受ける他の受験者へ試験内容に関する情報を与えること。

(2) 上記(1)以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取り扱いは、上記(1)と同様です。

- ア 試験時間中に携帯電話等の電子機器類や各入学者選抜試験の「受験上の注意」で使用が認められたもの以外をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
- イ 試験時間中に携帯電話や時計等の音(着信・アラーム・振動音など。)を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
- ウ 試験に関することについて、自身や他の受験者を利するような虚偽の申し出をすること。
- エ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
- オ 試験場において試験監督者等の指示に従わないこと。
- カ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。